

株式会社千葉興業銀行
取締役頭取・CEO 梅田 仁司 殿

令和元年5月10日

〒260-0013
千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館5階
特定非営利活動法人消費者市民サポート
理事長 拝師 徳彦



申入れ書

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動を通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている団体です。当法人は、消費者契約法第13条の規定に基づく適格消費者団体の認定を目指しており、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

さて、当法人は、貴行の規定である「カードローン規定（当座貸越規程）」の内容について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると申入れしております。

つきましては、以下のとおり申入れをいたしますので、令和元年6月21日までに、書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本問合わせ及び貴行からの回答の書面は、当法人の活動目的のため、原則として、公表させていただきますので、その旨ご承知おき下さい。

第1 申入れの趣旨

貴行の、「カードローン規定（当座貸越規程）」のうち、第10条1項(6)の削除を求めます。

第2 申入れの理由

1 「カードローン規定（当座貸越規程）」第10条1項(6)の内容

貴行の「カードローン規定（当座貸越規程）」第10条1項(6)は、「私について相続の開始があったとき」を期限の利益喪失事由とし、契約者の相続人は期限前の全額返済義務を負うこととされております（以下、「本件条項」といいます）。

2 消費者契約法第10条該当性について

消費者契約法第10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて（以下、「第10条前段」といいます。）、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの

(以下、「第10条後段」といいます。)は、無効とする。」と規定しており、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とすると定めております。

(1) 第10条前段該当性

民法第136条2項は、「期限の利益は、放棄することができる。」と規定しております。本条項は任意規定であり、約款上、期限の利益を放棄する条項を設けることができます。

ただし、民法第136条は、「相続の開始があったとき」は期限の利益を放棄する場合とは規定しておりません。また、民法第137条には、「債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。」(1号)、「債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。」(2号)、「債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。」(3号)の3つの期限の利益喪失事由が規定しておりますが、「相続の開始があったとき」は期限の利益を喪失する場合とは規定しておりません。

むしろ、民法第896条本文は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定しており、相続の場合の被相続人のカードローン債務は、期限の利益のある債務として承継されます。

ところが、本件条項は、「相続の開始があったとき」に一律に期限の利益を喪失とする条項であり、民法第896条に比して消費者の義務を加重しております。

(2) 第10条後段該当性

本件条項が適用された場合の相続人(消費者)の利益状況を検討してみると、債務者が死亡した場合、相続した債務について分割であれば支払えるが、一括の返済はできないという相続人は非常に不利益な事態となります。

例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産がない相続人が貴行から全額返済を迫られるならば、相続人は相続放棄ないしは限定承認をせざるを得ない場合があります。また、債務について貴行の保証会社が代位弁済により代位する場合は、貴行所定のカードローンの利息よりも高額な遅延損害金を支払わなければならないとなります。

貴行は保証会社から代位弁済を受ける場合は、被相続人の死亡という偶然の事情により保証会社から全額返済を受け、貸し倒れというリスクを回避することができます。しかし、貴行の保証会社(アイフル株式会社)が代位弁済すると、「保証委託約款」第7条により、相続人は、保証会社から一括返済を求められることとなり、また、分割弁済の交渉をしている間も利息よりも高額な遅延損害金を加算されるので、相続人には不利な交渉及び債務内容となります。

以上のように、「相続の開始があったとき」を期限の利益を失わせる条項とすることは、貴行には民法の規定以上に利益がある一方、カードローン利用者の相続人(消費者)にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえます。

3 まとめ

従って、本件条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効であるので、削除を求

めるものです。

以上

(添付資料)

資料1：カードローン規定（当座貸越規程）

資料2：保証委託約款

カードローン規定(当座貸越規程)

アイフル株式会社(以下「保証会社」といいます)の保証にもとづいて、私が株式会社千葉興業銀行(以下、「貴行」といいます)と行う当座貸越取引(カードローン取引)は、この規定の定めるところによります。

第1条(契約の成立)

本契約は、私からの申込を貴行が承諾したときに成立します。ただし、私が本取引を開始するためには、貴行所定の手続きが必要となります。

第2条(取引期間)

1. 私がこの取引にもとづきカードローンカード(以下「ローンカード」といいます)を使用して当座貸越を受けられる期間(以下「カード取引期間」といいます)は、契約成立日から、その1年後の応答日に属する月の末日(銀行休業日の場合はその翌営業日、以下「期限」といいます)までとします。ただし、期限までに私または貴行から期限を延長しない旨の申出がない場合には、カード取引期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様としますが、期限の日に私の年齢が満71歳に達しているときは、延長しないものとします。

2. 期限までに私または貴行から期限の延長をしない旨の申出がなされた場合、および期限の日に私の年齢が満71歳に達している場合は、次のとおりとします。

- (1) 私はローンカードを貴行に返却します。
- (2) 期限の翌日以降、このローンカードを使用した取引による当座貸越はうけられないものとします。
- (3) 貸越元金がある場合は期限までに貸越元金全額を返済し、貸越元金が返済された日に、この取引は当然に解約されるものとします。
- (4) 期限に貸越元金がない場合は、期限の日にこの取引は当然に解約されるものとします。

第3条(取引方法)

1. この取引は当座貸越のみとし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
2. 私は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して当座貸越による貸越金の支払いをうけるものとします。
3. ローンカード、現金自動預入支払機の取扱については、別に定めるローンカード規定によるものとします。

第4条(貸越極度額)

1. 貸越極度額は、貴行が審査のうえ決定し、私に通知します。私は貸越極度額の範囲内で繰り返し当座貸越による借入ができるものとします。

なお、貴行がやむを得ないものと認めて極度額を超えて私に当座貸越を行った場合にも、この規定の各条項が適用されるものとします。

2. 前項に関わらず、貴行が債権保全上必要と認めるときは、私に通知することなく貸越極度額を減額あるいは、新たな貸付を中止することができるものとします。
3. 前項により貸越限度額の減額あるいは、貸越の中止を行った後、当該事由が解消されたことが認められた場合は、私に通知することなく貸越極度額を増額し、また、新たな貸越中止の解除をすることができるものとします。
4. 私の依頼に基づき、かつ貴行が所定の審査のうえ適当と認めた場合には、貸越極度額を増額できるものとします。
5. 貴行がが所定の審査のうえ適当と認めた場合には、貸越極度額を増額できるものとします。ただし、私が貸越極度額を増額を希望しない場合には、増額を中止することができます。

第5条(利息、損害金)

1. 当座貸越元金に対する利息(保証会社の保証料を含む年率)は付利単位を100円、付利最低残高を1,000円とし貴行所定の利率または貴行が私に対して適用する利率・計算方法によって計算のうえ、貸越元金に組み入れるものとします。

2.

- (1) 貸越利率は、銀行の定める基準金利を基準として、基準利率の変更に伴って、引上げ、または引下げることができるものとします。
- (2) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、貴行は、貴行所定の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
3. 私が貴行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、第1項の貸越利率と同率(年365日の日割計算)とします。

第6条(約定返済等)

1. この取引に基づく毎月の当座貸越金の返済(以下「約定返済」という)は、私が次の各号のいずれかの方法を選択して貴行に届け出た方法によるものとします。

① 約定返済期間(毎月1日~26日、26日が銀行休業日の場合は翌日)内に、貴行のATMもしくは貴行が提携する企業または金融機関のうち銀行が利用を認めたATMから、約定返済金額以上の金銭を当座貸越専用口座へ直接入金する方法、および私が直接貴行の店頭にてカードを提示して当座貸越専用口座へ入金する方法(以下「ATM・店頭入金タイプ」といいます)

なお、約定返済期日翌日から当月末日までの入金については、第8条の随時返済とみなし次回約定返済日は更新されません

② 私があらかじめ指定した返済用預金口座に約定返済金額以上の金銭を入金し、毎月10日(貴行が休業日の場合は翌営業日)に口座振替により約定返済に充当する方法(以下「口座振替タイプ」といいます)

2. 前項にかかわらず、約定返済はその他貴行が定めた方法により行うことができます。

3. (1) 約定返済は当該約定返済日の属する月の前月の末日現在の貸越残高に応じて、次のとおり返済するものとします。ただし、約定返済方法がATM・店頭入金タイプの場合は、各回の約定返済額は最小の金額であり、それを越える金額の返済も随時行えるものとします

(2) 前項にかかわらず、約定返済方法がATM・店頭入金タイプでかつ前月末日の貸越残高が2,000円未満の場合には、約定返済額は前月末日の貸越残高の百円位を切り捨てた千円単位の金額となります。

前月末日のご利用残高	毎月の約定返済額
2千円未満	残高
2千円以上 10万円以下	2,000円
10万円超 30万円以下	5,000円
30万円超 50万円以下	10,000円
50万円超 100万円以下	15,000円
100万円超 150万円以下	20,000円
150万円超 200万円以下	25,000円
200万円超 300万円以下	30,000円
300万円超 400万円以下	40,000円
400万円超 500万円以下	50,000円

(3) 前1項にかかわらず、約定返済時点における貸越残高が約定返済額に満たない場合は、約定返済時点における貸越残高の全額を返済するものとします。ただし、約定返済方法がATM・店頭入金タイプの場合は、約定返済額は約定返済時点における貸越残高の百円位を切り捨てた千円単位の金額となります。

第7条(自動引落し)

1. 私が約定返済額について口座振替タイプを選択した場合は、払戻請求書等の提出なしに指定預金口座から自動引落しのうえ充当してください。

2. 指定した返済用預金口座の残高が約定返済相当額に満たない場合は、貴行はその一部の返済に充てる取引は行わないものとします。この場合、約定返済額相当額が全額返済されるまで当座貸越の利用を一時中止されても異議ありません。

3. 同日中に第6条に定める債務の返済金の自動引落しと返済用預金口座を引落し口座とする預金口座振替請求書にもとづく請求金額の自動引落しが重なった場合、その引落し金額の合計が返済用預金口座から払出す金額(返済用預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合には、その当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるときは、そのいずれを引落すかは貴行の任意とします。

第8条(随時返済)

1. 私は、第6条による約定返済のほか、随時任意の金額を返済することができるものとします。

2. 前項の随時返済は第7条の自動引落しによらず、私が直接貴行の店頭にてカードを提示のうえ当座貸越専用口座に入金する方法により行うものとします。

3. 前項に定めるほか、ローンカードを使用して貴行のATMもしくは貴行が提携する企業または金融機関のATMのうち貴行が利用を認めたATMから当座貸越専用口座に入金する方法により随時返済を行うこともできるものとします。ただし、定例返済が遅延している場合は、定例返済を優先し残高がある場合は残高を随時返済の取扱いとします。

4. 随時返済を行った場合においても、第6条に定める定例返済は規定どおり行うものとします。

第9条(諸費用の自動引落し)

このカードローン取引に関し私が負担すべき印紙代等の費用は、貴行が所定の日に返済用預金口座から通帳および請求書なしで引落しのうえ、費用の支払に充当できるものとします。

第10条(期限の利益の喪失)

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は貴行から通知催告等がなくてもこの取引にもとづく貸越元金について当然に期限の利益を失い、ただちに債務を返済するものとします。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生もしくは競売の申立があったとき
 - (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 私の貴行に対する預金その他貴行または保証人である保証会社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 - (4) 第6条に定める返済を遅延し、貴行から督促をうけても次の返済日までに元金(損害金を含む)を返済しなかったとき
 - (5) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって貴行に私の所在が不明となったとき
 - (6) 私について相続の開始があったとき
2. 次の各場合には、貴行の請求によってこの取引によるいっさいの債務は期限の利益を失い、ただちに債務を返済するものとします。

- (1) 私が貴行または保証会社との取引約定の一つにでも違反したとき
- (2) 私が貴行に対する債務の一つでも期限に弁済しなかったとき
- (3) この取引に関し、私が貴行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
- (4) 前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第11条(反社会的勢力の排除)

1.私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為は行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)虚説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

3.私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は、銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

5.第3項の規定により、私の銀行に対するいっさいの債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第12条(中止・解約)

1.私が10条各項各号の一つに該当したとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、期限前とはいえども実行はいつでも極度額を減額し貸越中止し、またはこの取引を解約することができますものとしてします。

2.私はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、私は実行所定の方法により実行に通知するものとします。

3.前2項によりこの取引が解約された場合、私はただちにローンカードを返却し貸越元金を支払うものとします。

第13条(実行からの相殺)

1.この取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債務の期限にかかわらずいつでも実行は相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

2.前項の相殺ができる場合には、実行は事前の通知および所定の手続きを省略し、私にかわり諸預け金の払戻しをうけ、この取引の債務の返済に充当することができます。

3.前項によって相殺または払戻充当する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については預金規定等の定めによるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は期限前解約利率によらず約定利率によるものとし、1年を365日とした日割り計算とします。

第14条(私からの相殺)

1.私は、この取引による債務と期限の到来している私の実行に対する預金その他の債権とを、この取引による私の債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

2.前項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日はこの取引契約書に定める毎月約定返済日(銀行休業日の場合は翌営業日)とし、この場合、私は相殺計算を実行する日の7日前までに実行へ書面により相殺を通知するものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに実行に提出するものとします。

3.第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第15条(債務の返済等における順序)

1.実行から相殺または払戻充当をする場合に、この取引による債務のほかに行行に対する他の債務があるときは、実行は債権保全上等の理由により、どの債務と相殺にあてるかを指定することができ、私はその指定に対し異議を述べないものとします。

2.私から返済または相殺する場合にこの取引による債務のほかに行行に対する債務があるときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、私がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、実行が指定することができます。私は指定に異議を述べないものとします。

3.私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、実行は遅滞なく異議を述べ、担保および保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

4.第2項のなお書または第3項によって実行が指定する私の債務については、その期限が到来したものとします。

第16条(危険負担・免責条項等)

1.私が実行に差し入れた契約書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷した場合には、実行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、実行からの請求があれば、遅滞なく代り証書等を差し入れるものとします。

2.当座貸越払戻請求書、諸届その他の書類の印影または署名、暗証を私の届出た印鑑または署名、暗証に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したとき、もしくはローンカードによる払戻しにおいて、当該カードが、実行が交付したものであることおよび入力された暗証と届出の暗証が一致すること等を実行所定の方法により確認のうえ、当座貸越を行ったときは、それらの書類、印鑑、カード、暗証等につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。

第17条(届出事項)

1.私は、氏名、住所、印鑑、電話番号、職業、その他届出事項に変更があったときは、ただちに書面により実行へ届け出るものとします。

2.届出のあった氏名、住所にあてて実行が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第18条(費用の負担)

この取引に関し、実行の私に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は私が負担するものとします。

第19条(公正証書作成義務)

私は、実行の請求があるときは、ただちにこの契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するための必要な手続をとるものとします。このために要した費用は私が負担するものとします。

第20条(報告および調査)

1.財産、債務、経費、業況、収入等について実行から請求があったときは、私は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

2.財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、私は実行からの請求がなくてもただちに報告するものとします。

第21条(消費者信用団体生命保険)

1.私はこの債務の担保として、私が希望し実行が必要と認めるときは実行が所定の方法により、実行を保険金受取人および保険料負担者とし、私を被保険者とする消費者信用団体生命保険契約を締結することに同意するものとします。

2.私は前項の保険契約に定める保険事項が発生したときは、速やかに実行に通知し実行の指示に従うものとします。

3.実行が第1項の保険契約にもとづき、保険会社から保険金を受領したときは、受領金相当額の私の実行に対する債務につき、期限のいかんにかかわらず弁済に充当するものとします。ただし第1項の保険契約に関し、告知義務違反、その他の事由により保険金の支払いが取消された場合には、本項の弁済充当は、これを取消されても異議のないものとします。

第22条(債権譲渡)

実行は、私に対して有する債権を第三者に譲渡することができるものとします。

第23条(準拠法・合意管轄)

1.本規定および本規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。

2.この契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、実行本店または支店の所在地の管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

保証委託約款

委託者は株式会社千葉興業銀行(以下「甲」という。)との当座貸越契約(カードローン)に基づく債務の保証をアイフル株式会社(以下「乙」という。)に委託することにつき、次の各条項を確約します。

第1条(保証委託)

1. 委託者は、乙に、甲との間の表記要項による当座貸越契約(カードローン)に基づく債務の保証を委託します。
2. 前項の保証は、甲乙間の約定に基づいて行われるものとします。
3. 委託者は、本契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。

第2条(保証料)

委託者が前条第1項の保証により借入をするときは、乙所定の保証料を甲乙間で定める支払方法に従い支払います。

第3条(担保の提供)

1. 委託者の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、直ちに乙に通知し、乙の承諾した連帯保証人をたて、または相当の担保を差し入れます。
2. 乙に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に相当と認められる方法・時期・価格等により乙において処分できるものとします。

第4条(求償権の事前行使)

1. 委託者が、次の各号の一つに該当したときは、乙は第6条第1項の弁済前に求償権を行使することができるものとします。

- ① 仮差押、差押もしくは競売の申立てを受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算の手続きに入ったとき
- ② 公租公課につき差押または保全差押を受けたとき
- ③ 振出した手形・小切手が不渡となったとき
- ④ 相続の開始があったとき
- ⑤ 担保物件が滅失したとき
- ⑥ 債務の一部でも履行を遅滞したとき
- ⑦ 甲または乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき
- ⑧ 乙に対する住所変更の届け出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき
- ⑨ その他債権保全のため必要とする相当の事由が生じたとき

2. 前項により求償権を行使する場合には、委託者は民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合にも同様とします。

第5条(中止、解約)

1. 委託者が前条第1項の各号の一つに該当しまたは甲乙間の契約が解約されたときは、乙が委託者の同意なしに保証を中止または解約することに異議ありません。
2. 委託者は、前項により乙から中止または解約されたときは、直ちに債務の弁済その他必要な手続をとり、乙に負担をかけないものとします。

第6条(代位弁済)

1. 委託者が甲に対する債務の全部または一部の履行を遅滞したため、またはその他甲に対する債務の期限を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙は委託者に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等について甲乙間の約定に基づいて弁済されても異議ありません。
2. 乙の前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に関しては、委託者が甲との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されます。

第7条(求償権の範囲)

乙が前条第1項の弁済をしたときは、委託者は、乙に対してその弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日から償還まで年14.6%の割合による遅延損害金ならびに避けることのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の遅延損害金は年365日(閏年は年366日)の日割計算とします。

第8条(弁済の充当順序)

委託者の弁済した金額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が相当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。なお、委託者について、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条(調査・報告)

1. 委託者の氏名、住所、電話番号、職業等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面により通知し、乙の指示に従います。
2. 委託者が前項の通知を怠ったため、乙が委託者から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
3. 財産・経営・業況等について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、また乙の指示に従います。
4. 乙が委託者について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。
5. 委託者の財産の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、市区町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することに同意します。
6. 委託者の所在地の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、住民票および戸籍謄(抄)本を請求することに同意します。
7. 財産・経営・業況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。
8. 乙の請求があるときは、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行をうけるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を行います。

第10条(費用の負担)

乙が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、乙の請求により直ちに償還します。

第11条(借入約定)

乙の保証により甲と取引することについては、本契約のほか、委託者と甲の間で締結した当座貸越契約(カードローン)の各条項に従うものとし、当座貸越契約(カードローン)の契約内容が変更されたときには、本契約の内容も当然に変更されるものとします。

第12条(契約の変更)

金融情勢の変化、その他相当の事由により、第1条第2項の契約内容について、その変更がなされたときは、変更後の契約内容が適用されることに同意します。

第13条(求償権の譲渡)

乙の都合により求償権を第三者に譲渡することについて異議ありません。

第14条(管轄裁判所の合意)

訴訟行為については、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所を以って専属的合意管轄裁判所とします。